

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

脱炭素化を図る等のため、生涯学習センター本館ホールの舞台照明器具をLED化するとともに、舞台照明器具を操作するための器具等を更新することに伴い、生涯学習センター本館で使用することができる舞台照明設備等の対象を見直すため、小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正の内容

生涯学習センター本館の器具使用料を定めた別表第2について、別紙のとおり対象となる設備を追加、変更及び削除することとします。

3 施行年月日

令和6年3月1日（予定）

別紙

1 舞台照明設備関係

改正後		改正前	
ピンスポットライト		HMI ピンスポットライト	
(削除)		天反ライト	
スポットライト		スポットライト	500w
			1Kw
			1.5Kw
(削除)		フットスポットライト	
(削除)		スポックス	
(削除)		ストリップライト	
(削除)		エフェクトマシーン	
(削除)		ファイアーエフェクト	
(削除)		オーロラマシン	
(削除)		オーバーヘッドマシン	
カラーソースパーライト			
エリプソイダルスポットライト			
デュアルゴボローテーター(ゴボ付き)			
Aセット(反響板使用の音楽会等用)		Aセット(反響板使用の音楽会等用)	サイドスポットライト
			シーリングスポットライト
			天反ライト
Bセット(黒幕またはスクリーン使用の講演会、式典、映画会等用)		Bセット(講演、式典、映画会等用)	ボーダーライト
			サスペンションスポットライト
			サイドスポットライト
			シーリングスポットライト
Cセット(水平等色変更なしの講演会、演奏会等用)			
Dセット(カラー照明を使用する歌謡、演劇等用)		Cセット(カラー照明を使用する歌謡、演劇等用)	

2 ホール・舞台用設備関係

改正後	改正前
(削除) ※Aセットに含まれます。	反響板
(削除)	16 ミリ映写機
(削除)	スライド映写機
(削除)	ビデオプロジェクターセット

3 上記以外の施設用設備関係

改正後	改正前
マイクロホンセット	大会議室拡声装置(マイクロホン付き)
(削除)	電子オルガン
(削除)	16 ミリ映写機
(削除)	オーバーヘッドプロジェクター
(削除)	大会議室展示用照明設備

4 使用単位を変更するもの

設備名等		改正後	改正前
舞台照明装置	フットライト	1 灯	1 列
ホール・舞台用設備	コンセント	1,500wあたり	1 口
上記以外の施設用設備	ワイヤレスマイクロホン	1 式	1 本